令和８年度　年末年始の海上交通輸送に関する安全総点検実施細目

（近畿運輸局　海上安全環境部）

年末年始に海上輸送に旅客等が集中することに鑑み、事業者自らが輸送に関する安全確保の状況を改めて点検する取組（自主点検）を推進すること等を通じて、海上輸送の安全性の向上及び全ての関係者における安全意識の高揚を図るとともに、不審者等対策並びに、新型インフルエンザ等感染症対策を着実に実施されるようにするため、「令和8年度年末年始の海上交通輸送に関する安全総点検」（以下、「総点検」という。）を実施する。

1. 期　間

令和８年12月10日（木）から令和9年1月10日（日）

（期間中に運航していない事業者については、夏季など当該事業者が運航している他の適当な時期に点検を実施することとする。）

2. 重点点検事項

今年度は、以下の4点を重点点検事項とする。

（1）安全管理（特に乗組員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗組員に対する指導監督体制）の実施状況

（2）自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況

（3）サイバー空間を含むテロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

（4）新型インフルエンザ等の対応マニュアル、事業継続計画の策定状況、対策に必要な物資等の備蓄状況及び職場における感染防止対策の周知・徹底状況などの感染症対策の実施状況

3. 点検事項

（1）上記、重点点検事項を踏まえて、次の海上交通関係における重点点検事項（自主点検表及び現地確認表内において「重点点検事項」と記載する。）のほか、運輸局で「点検表」を作成し、「点検表」による事業者の自主点検と運輸局の安全点検を実施する。

① 法令及び安全管理規程（特に、安全方針及び安全重点施策の策定・見直し、安全統括管理者又は運航管理者の選任に関する事項、気象・海象条件を踏まえた運航の可否判断・航行中止の判断、乗組員の健康状態及び過労状態の把握）

の確実な順守状況

② 安全に関する設備（旅客船ターミナル等も含む）の確実な備付け及び旅客・乗組員・貨物に関する安全対策の実施状況（特に火災対策（消火器等の点検、避難誘導訓練の実施）、荒天時の体制の準備状況（適切な情報収集体制、適切な当直体制）、飲酒対策の実施状況）

③ 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況及び通信設備・通信環境の確認

④ 不審者・不審物発見時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況

⑤ 新型インフルエンザ等感染症対策の実施状況

4．点検の実施

（1）点検の対象

① 当局管内に所在する旅客船事業者の事業所及び使用船舶。
（季節運航、その他の理由により年末年始の総点検期間中に使用されない事業所等及び船舶についても、出来る限り自主点検を実施するものとする）

② 当局管内の内航海運事業者（OP）が使用する事業所及び使用船舶。

（2）事業者が行う点検

① 運輸安全マネジメント制度の趣旨を踏まえた経営トップ（代表者）等の強いリーダーシップの下で、点検表に基づき、自主点検を実施させるものとする。

② 自主点検の実施及び自主点検結果の保存、ホームページ等への掲載については、別紙「自主点検要領」により実施するよう案内する。

（3）運輸局が行う点検

① 当局職員は、以下の（ア）～（オ）に該当する事業所及び船舶について、運航労務監理官、船舶検査官、船舶測度官及び関係職員により点検班を編制し、運輸局点検表により点検する。

② 安全に関する取組みの現状等について、経営トップ（代表者）等に対して適宜聞き取りを実施する。

（ア） 当局所管航路カーフェリーのターミナル及び使用船舶

（イ） 当局管内の旅客船事業者のターミナル及び使用船舶

（ウ） 当局所管事業者の船舶であっても、就航の都合により当局が点検を実施できない場合は、当該船舶が入出港する港湾を所管する運輸局へ点検を依頼するものとする。

（エ） また、他の運輸局から当局へ点検の依頼があった場合においては、当局職員が点検を実施することとする。

（オ） 当局管内に所在する所管航路外カーフェリーのターミナル

③ 当局が行った点検の結果、指示事項等があるときは、その改善状況を別途確認するものとする。

④ 自主点検において明らかとなった改善すべき事項等がある場合には、必要に応じて、運航労務監理官による監査を行うこととし、関係法令に違反していることが判明した場合は、行政処分又は行政指導を行うこととする。

（別紙）

[自主点検要領]

(1)国内旅客船事業者が行う自主点検

管内の旅客船事業者は、事業に応じて下記の自主点検表により、自主点検を実施する。

①一般旅客定期航路事業、特定旅客定期航路事業、旅客不定期航路事業及び一般不定期航路事業及び貨客定期航路事業に用いる船舶(別紙1－1)

②一般不定期航路事業(旧届出事業)のみに用いる船舶(別紙1①－1)

③貨客定期航路事業のみに用いる船舶(別紙1②－1)

※一般旅客定期航路事業者、旅客不定期航路事業者でバリアフリー対象船を有する者は別紙4－1も使用して自主点検を実施する。

(2)内航海運事業者が行う自主点検表

管内の内航海運事業者が実施する(OP)は、下記の自主点検表により、自主点検を実施する。

・内航海運業に用いる船舶(届出事業を除く)(別紙2－1)

(3)外航旅客船事業者が実施する自主点検

管内の許可事業者は、下記の自主点検表により、自主点検を実施する。

・国際航海に従事する船舶であって旅客定員を有するもの(別紙3－1)

[自主点検の実施にあたって]

総点検実施にあたっては、現場のみに任せるのではなく、経営トップを含む幹部のリーダーシップの下で会社全体として計画的に実施すること。

また、総点検の明らかになった改善事項については早期に適切な措置をとること。

前記(1)～(3)により実施した事業者等は、安全総点検の結果を記録として保存し、ホームページ等に掲載をお願いいたします。

【自主点検表データ掲載ページ(EXCEL データ)】
https://wwwtb.mlit.go.jp/kinki/anzen/soutenken.html

以上